

白鷹町

子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
山形県白鷹町

○表紙写真について○

町内保育園保護者会企画 町内保育園合同プロジェクト

3歳以上児童の手形と名前で作った壁画

「明日への懸け橋」

平成26年10月19日作成

平成27年度から中学校が一つになることもあり、あらと・さくらの・ひがしね・よつば保育園の保護者会で思いを一つにした作品です。町内の全保育園の協力もいただき、3歳以上児童341人の手形と名前を集めた壁画です。町で思いを一つにして地域みんなで子どもたちを育てていくという本計画の基本理念とも重なり掲載しました。

もくじ

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	9
1 子ども人口と子育て家庭の状況と課題.....	9
2 就労状況.....	13
3 子育て支援事業の状況.....	21
4 施策の進捗状況.....	24
5 町民の意識.....	28
6 主要な課題.....	29
第3章 計画の基本な考え方.....	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の施策目標.....	33
3 子ども・子育て支援法に基づく取り組み.....	35
4 施策の体系図.....	37
第4章 施策の展開.....	41
第5章 子ども・子育て支援法に基づく取り組み.....	59
1 教育・保育提供区域の設定.....	59
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」 の推計方法.....	59
3 教育・保育に関する「量の見込み」と「確保方策」.....	60
4 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」と「確保方策」	63
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容.....	67
第6章 計画の推進にあたって.....	71
1 計画の周知.....	71
2 関係機関等との連携・協働.....	71
3 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取.....	71
参考資料.....	75
1 白鷹町の子育てサービスの状況.....	75

第1章



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子・高齢化の進行は人口構造にアンバランスを生じさせ、さらに、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会の将来に深刻な影響を及ぼすことが危惧されます。また、子ども並びに子育て世帯を取り巻く環境も核家族化の進行、就労形態・構造の変化、地域の連帯感の希薄化など、より厳しい方向への変化が指摘されています。

国においては「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策を進めてきました。しかし、出生率の低下には歯止めがかからず、全国の合計特殊出生率^{*1}は平成17年に1.26と過去最低になりました。以後、微増傾向にはあるものの平成24年時点では1.41と依然として低い状況です。

こうした少子化の流れに対して、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から10年間の集中的な取り組みを進めることとなり、5年間を一期として、次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することになりました。本町でも「白鷹町次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」「白鷹町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、「確かな次代（あした）を、地域みんなで ～ 鮎っ子の笑顔かがやくまち・白鷹～」を基本理念として、各種施策の推進を図ってきました。

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」^{*2}に基づき、認定こども園の普及、幼児期の教育や保育の量や質の向上、地域の子育て支援サービスの拡充を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国で始まります。

このような全国的な動向、子ども・子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化、これまでの次世代育成支援対策の進捗状況、課題を整理し、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、平成27年4月から5年間の子ども・子育て支援新制度を推進するため本計画を策定します。

*1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数。

*2 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されたこと（平成37年3月31日まで）から、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」に位置づけ策定します。

さらに、本町の上位計画である「白鷹町総合計画」や「白鷹町健康増進計画（元気ニコニコしらたか21）」「白鷹町障がい者プラン」「白鷹町生涯学習振興計画」などと整合を図り調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

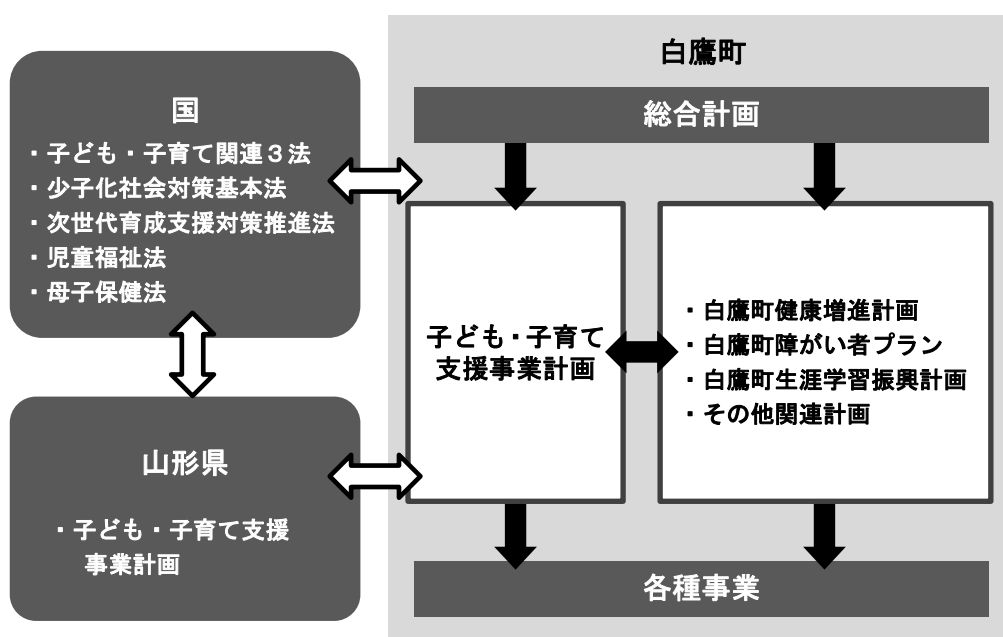
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

図1.1 諸計画との関係



3 計画期間

本計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。計画期間中各年度ごと進捗評価し、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

図1.2 計画期間



4 計画の策定体制

(1) 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取

本計画策定過程では、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、「白鷹町子ども・子育て会議条例」を制定し、子どもの保護者、事業主代表、学識経験者及び公募委員などから構成された「白鷹町子ども・子育て会議」を設置して意見の聴取、内容等の検討を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

本計画策定の基礎的資料とするため、子育ての状況や教育・保育事業の利用状況、子育てに関する意識、子育て支援施策に対するニーズ等を把握することを目的に、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

- 対象地域…白鷹町全域
- 調査方法…調査票による回答
- 実施期間…平成25年12月12日（木）～20日（金）

表1.3 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の回答率

分類	対象数（人）	回答数（人）	回答率
未就園児の保護者	180	86	47.8%
就園児の保護者	326	271	83.1%
小学1～3年生児童の保護者	169	140	82.8%
計	675	497	73.6%

(3) 町民意見の反映

各種団体への意見聴取、パブリックコメント（意見公募手続き）を経て作成しました。

第2章



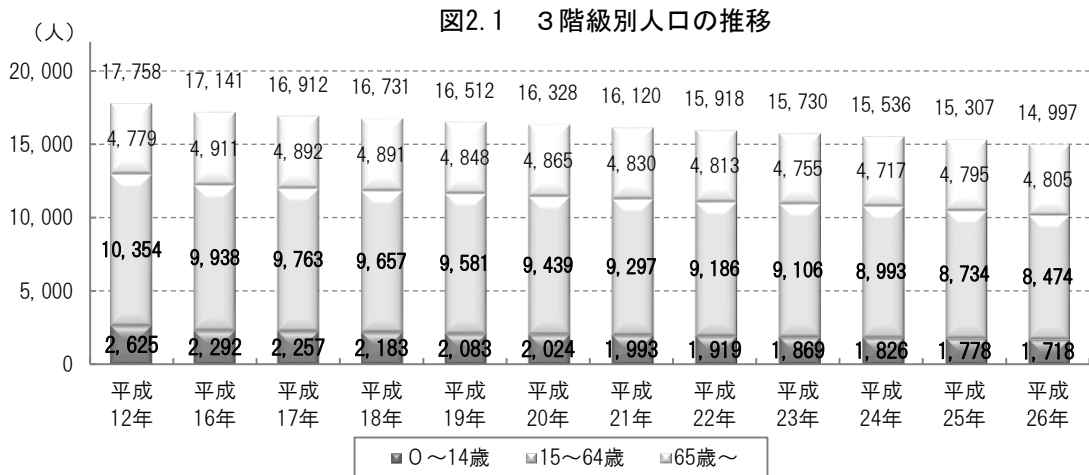
子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 子ども人口と子育て家庭の状況と課題

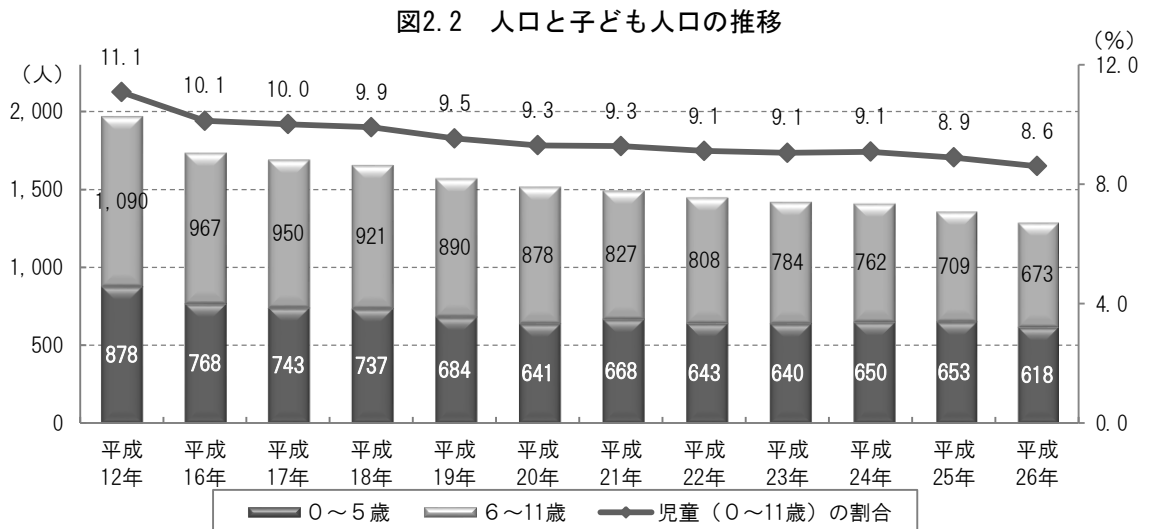
(1) 人口と子ども人口の推移

本町の人口は平成12年以降減少している状況です。3階級別人口をみると、平成12年以降老年人口（65歳以上）は大きな変化もなく横ばいの状態となっており、生産年齢人口（15～64歳）は約2割、年少人口（0～14歳）は3割5分減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学校児童）もまた、平成12年以降0～5歳が約3割、6～11歳が約4割減少していることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下しています。

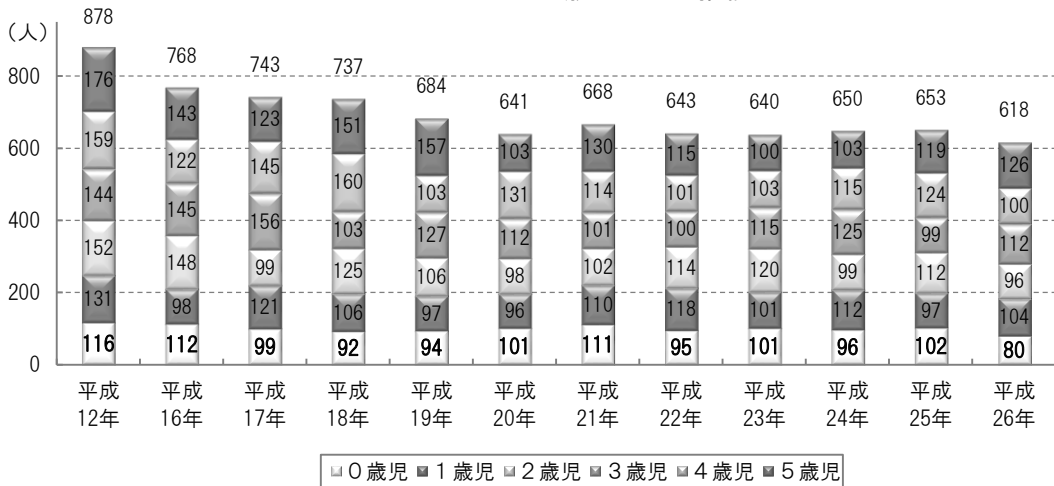


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合 資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成12年から平成26年にかけて各年齢とも増減を繰り返しながらも全体的に減少しています。特に2歳児、0歳児は平成16年以降の減少割合が高く3割前後減少しています。

このように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

図2.3 0～5歳児の人口推移

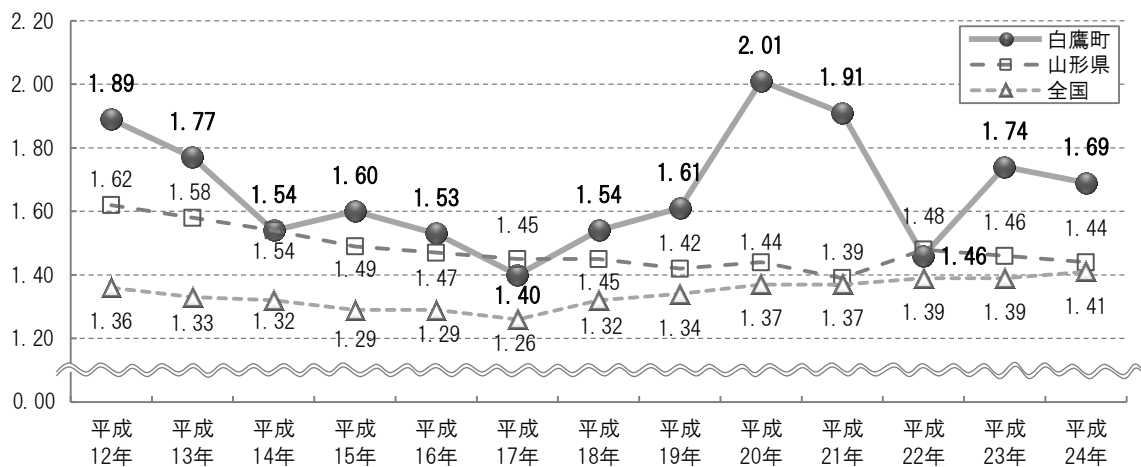


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成17年まで低下した後、次世代育成支援行動計画開始とともに上昇し、平成20年には人口を維持するのに必要とされる2.08に近づきました。しかしながらその後平成22年に大きく低下するなど、再び減少傾向にあります。このように町の合計特殊出生率は減少にはあるものの、平成12年以降ほぼ全国・山形県を上回って推移しています。

図2.4 合計特殊出生率の推移

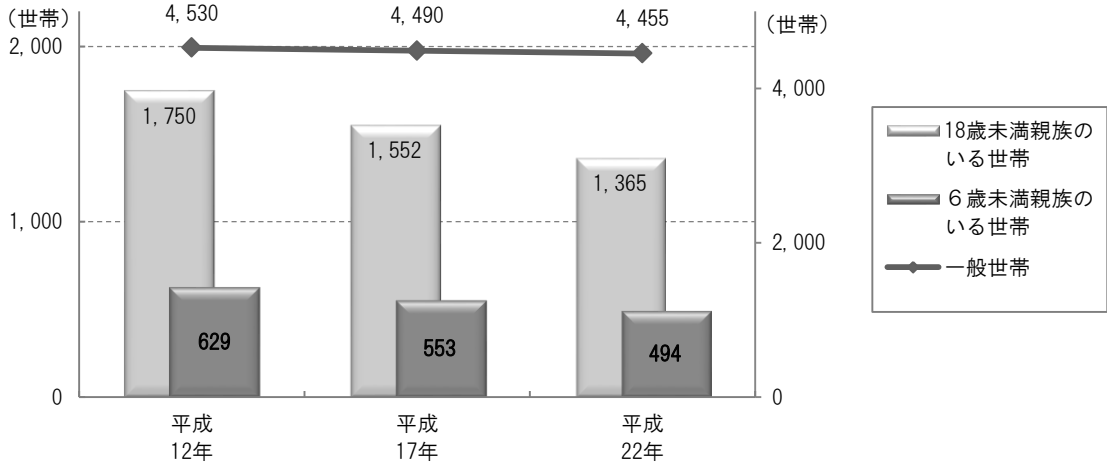


資料：山形県保健福祉統計年報（人口動態統計編）

(3) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいですが、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

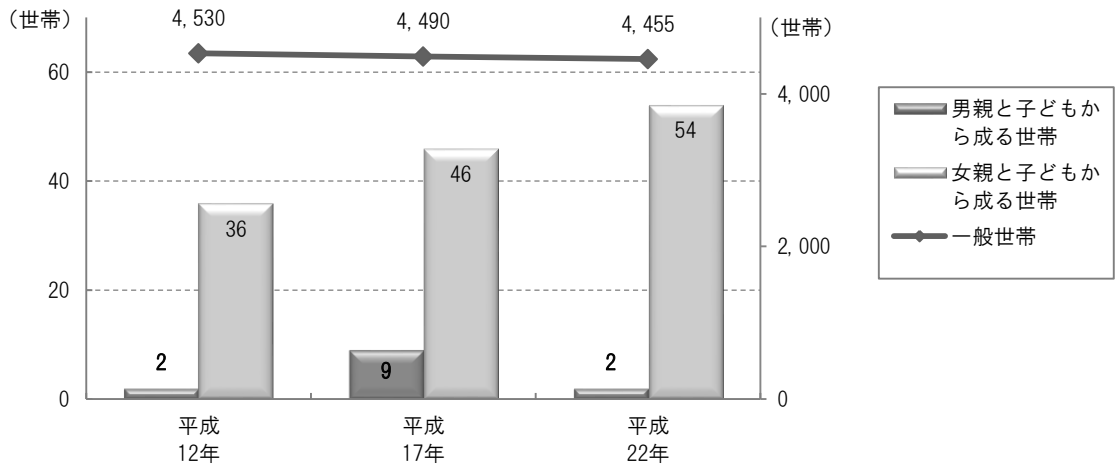
図2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査（各年10月）

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯は平成17年には増加していますが、平成22年にはまた減少し平成12年と同等になっています。一方、女親と子どもから成る世帯は大きく増加しています。

図2.6 ひとり親世帯の推移

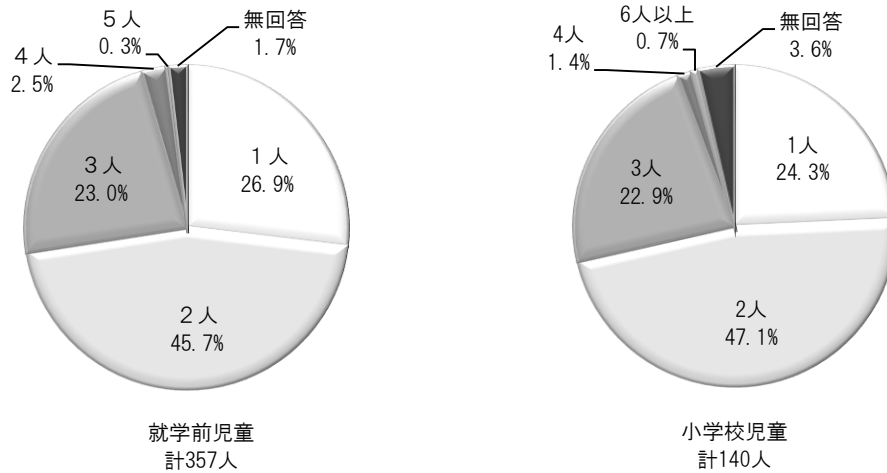


資料：国勢調査（各年10月）

(4) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果をみると、回答された就学前児童・小学校児童の世帯に対する子どもの人数は、ともに「2人」が最も多く、次いで「1人」「3人」の順となっています。

図2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「保育所」「父母ともに」がともに多く、次いで「祖父母」「母親」の順となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもない」方は1割未満となっています。

図2.8 日常的に子育てに関わっている方

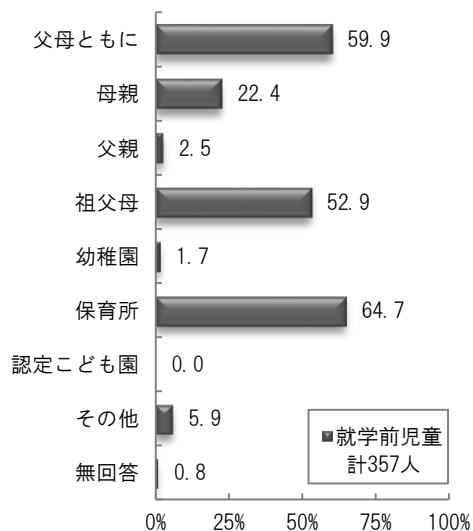
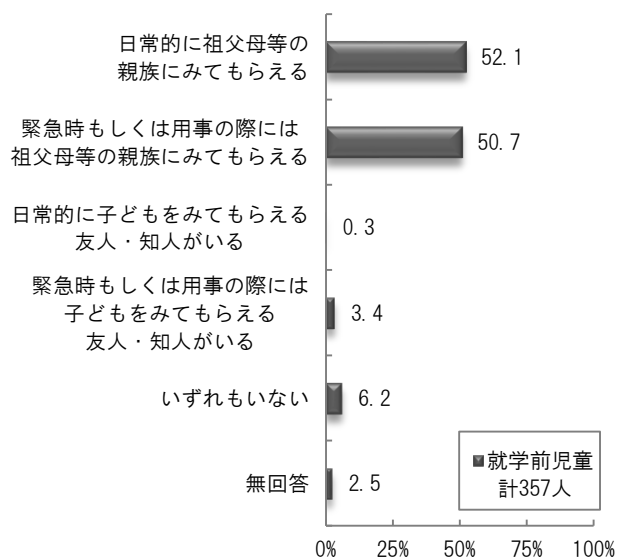


図2.9 主な親族等協力者の状況



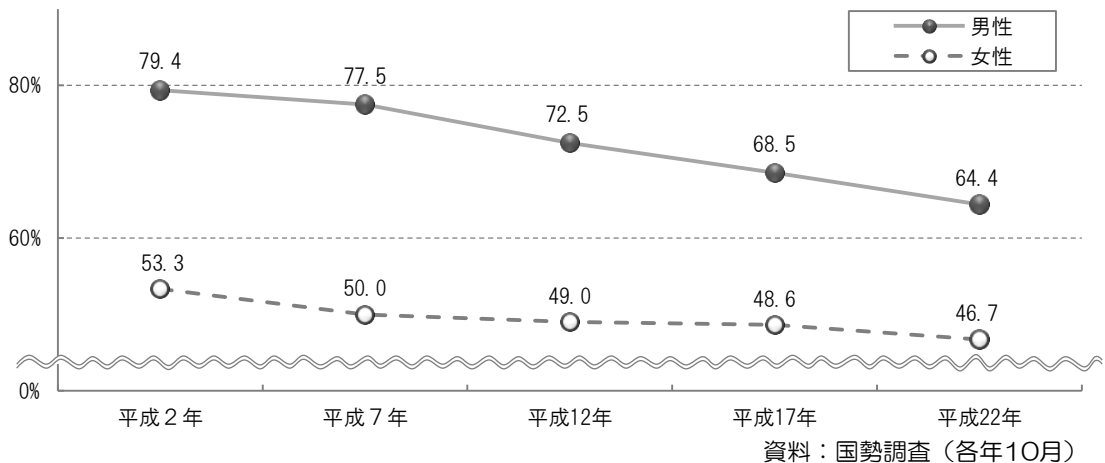
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

2 就労状況

(1) 本町の就業率

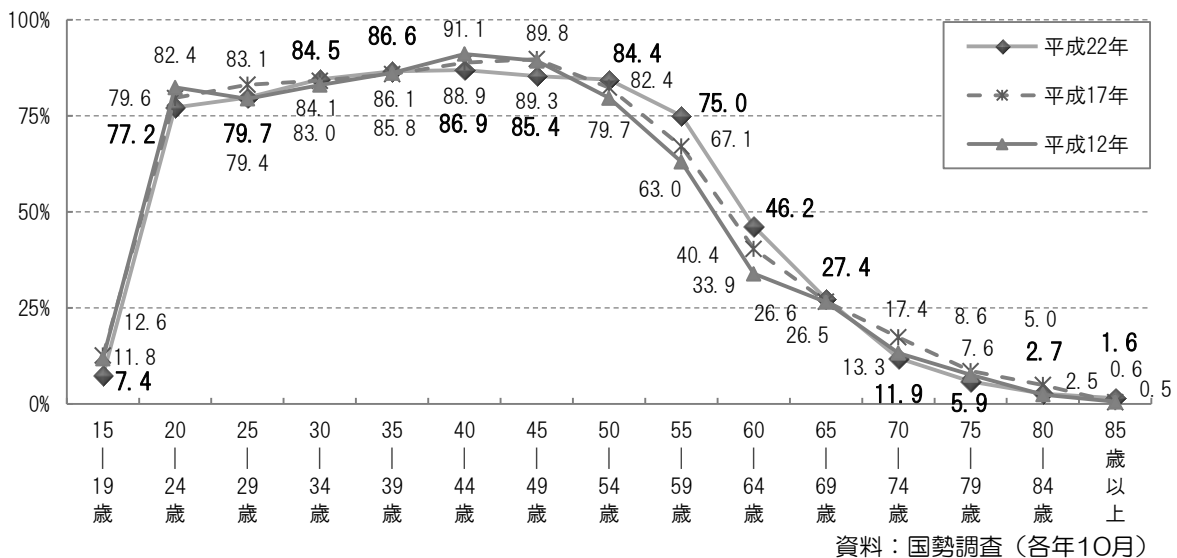
本町の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況です。男性の就業率の低下には既に離職した高齢者の増加も要因のひとつになっていると考えられます。他方、女性の就業率の減少幅が小さいということは、離職する高齢者の数よりも20～50歳代の就業者数の増加が大きいと考えられます。

図2.10 15歳以上男女別就業率の推移



女性の年齢別労働力率は、平成12年には20～24歳、40～44歳において高くM字カーブを描いていました。これは結婚後から子どもの育児（子育て）期間に女性が一時離職することが一因に挙げられます。その後、平成17年から平成22年にかけて40歳代の労働力が低下し、50～54歳の労働力率が上がっていることから平成22年には30歳～54歳まで同じ水準となっています。この状況を今後も維持するために、子育てしながら就業できるような環境整備の推進が必要です。

図2.11 女性の年齢別労働力率

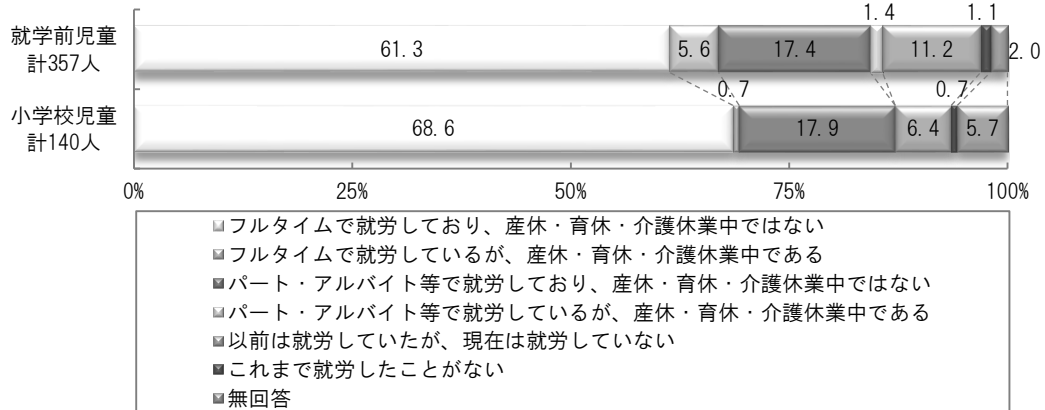


(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は8割近くあり、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が1割未満となっています。

一方、小学校児童の母親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が9割近い状況です。

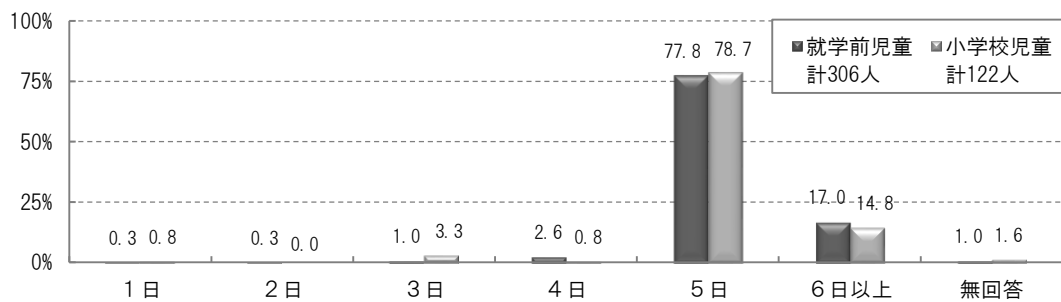
図2.12 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」が最も多くなっていますが、「6日以上」でともに1割台であることから、必要に応じた休日保育事業の整備が必要となります。

図2.13 母親の就労日数

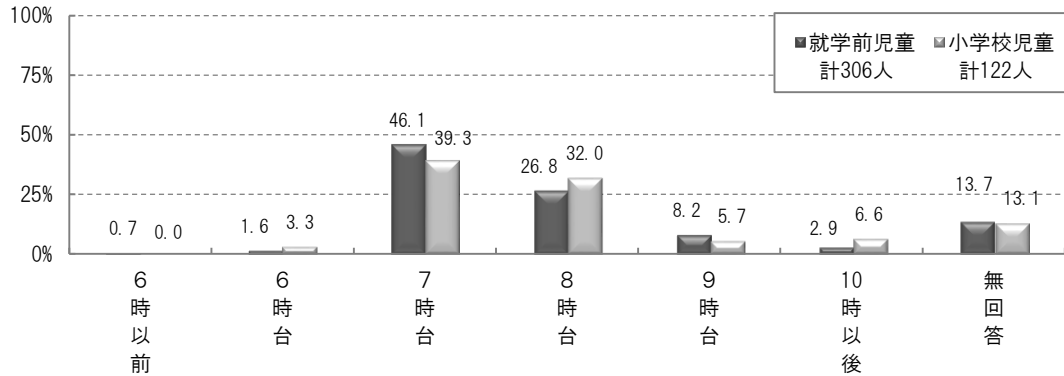


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

母親の出勤時間をみると、就学前児童と小学校児童ともに「7時台」「8時台」が多くなっています。

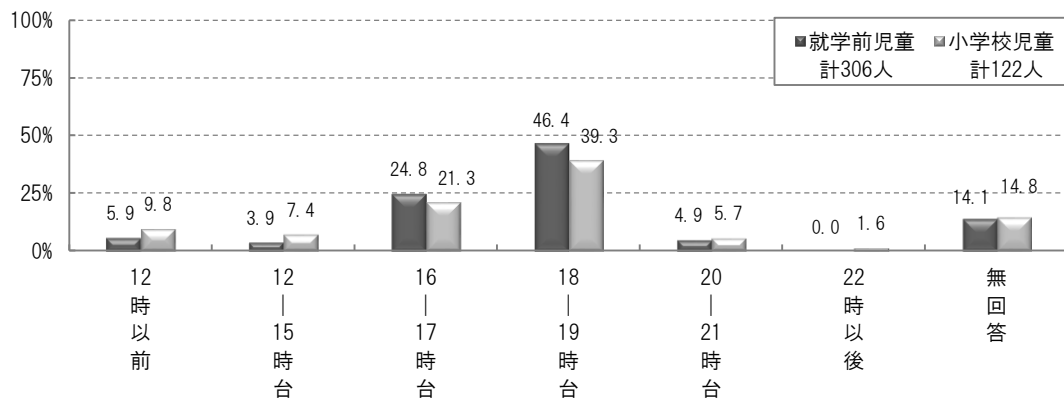
図2.14.1 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

一方、帰宅時間は「20-21時台」以降の方が少ないことから、「18-19時台」まで利用できる延長保育が必要となります。

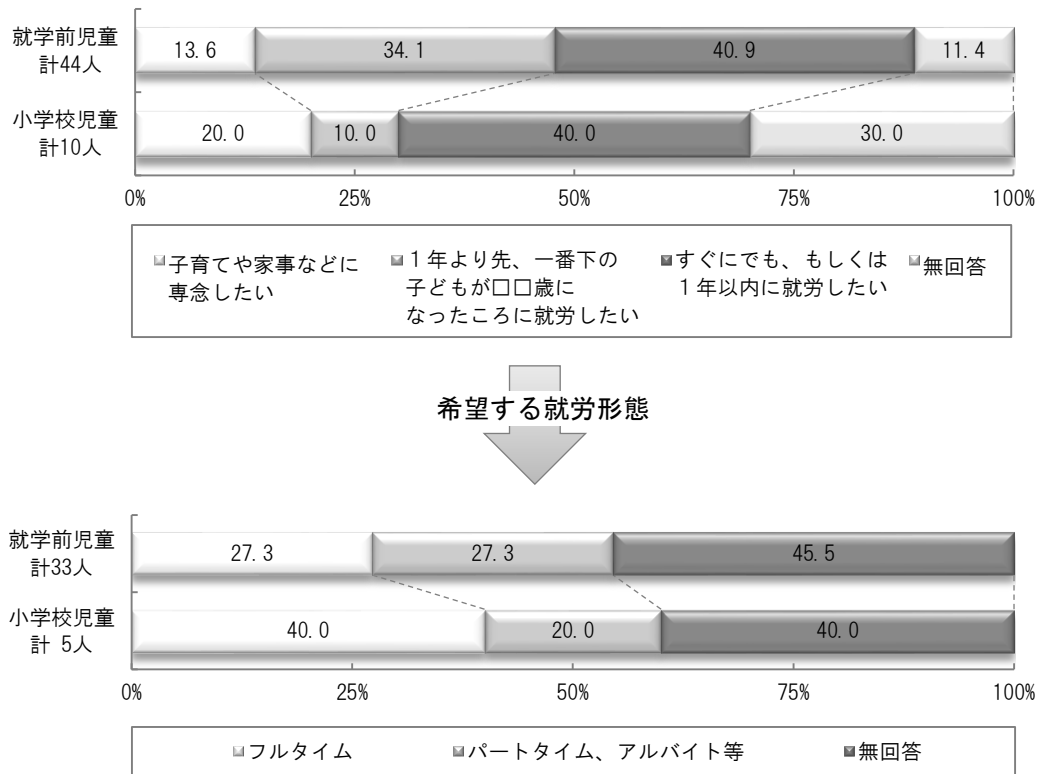
図2.14.2 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学校児童ともに「1年以内に就労したい」方が4割あり、希望する就労形態は「フルタイム」「パートタイム・アルバイト等」を合わせると5～6割あることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.15 就労していない母親の今後の就労希望



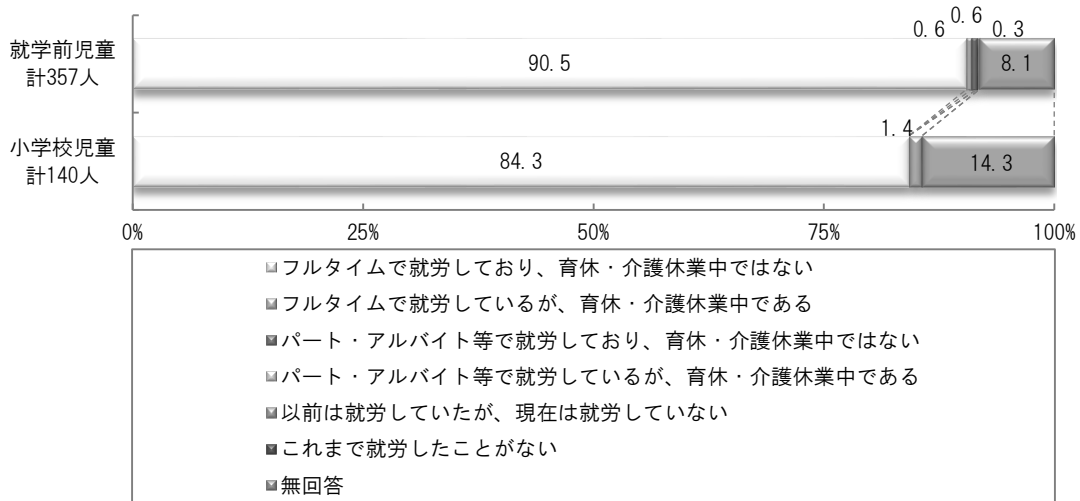
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 父親の就労状況

就学前児童の父親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は9割となっています。

一方、小学校児童の父親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が8割を超えています。

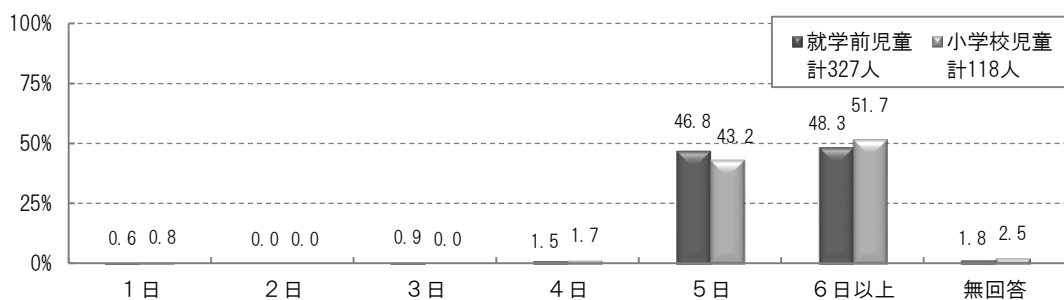
図2.16 父親の就労状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

父親の就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」と「6日以上」を合わせると9割を超え、常に就労している状況が伺えます。

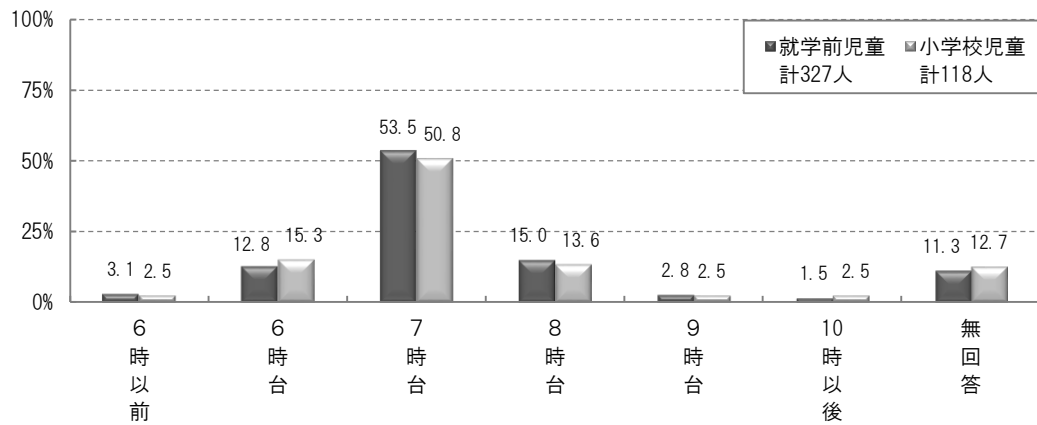
図2.17 父親の就労日数



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

父親の出勤時間をみると、就学前児童と小学校児童ともに「7時台」が5割以上と最も多くなっています。

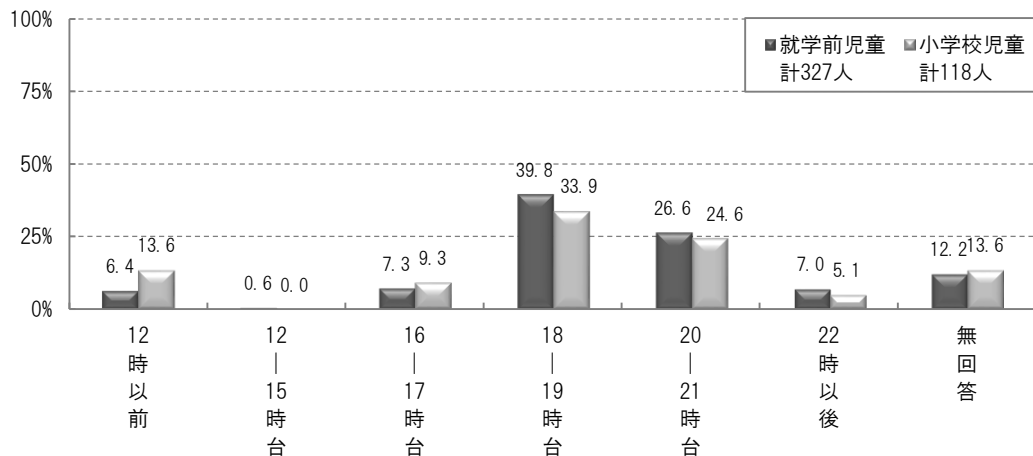
図2. 18. 1 父親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

一方、帰宅時間は就学前児童と小学校児童ともに「18-19時台」以降が約8割のため、延長保育が必要なことが伺えます。

図2. 18. 2 父親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(4) 育児休業制度の利用状況

母親は「取得した（取得中である）」（45.7％）に対して、父親は「取得した（取得中である）」（0.3％）となり、父親が取得することの難しさが伺えます。

また、育児休業を利用しない一番多い理由は、母親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、父親は「仕事が忙しかった」となっています。

図2.19 育児休業制度の利用状況

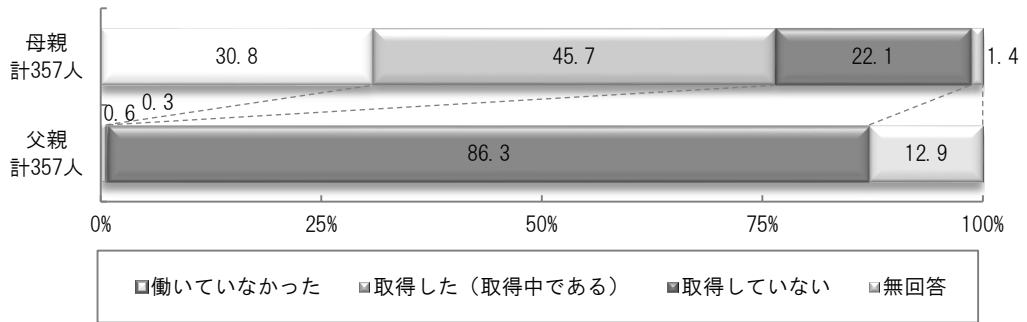
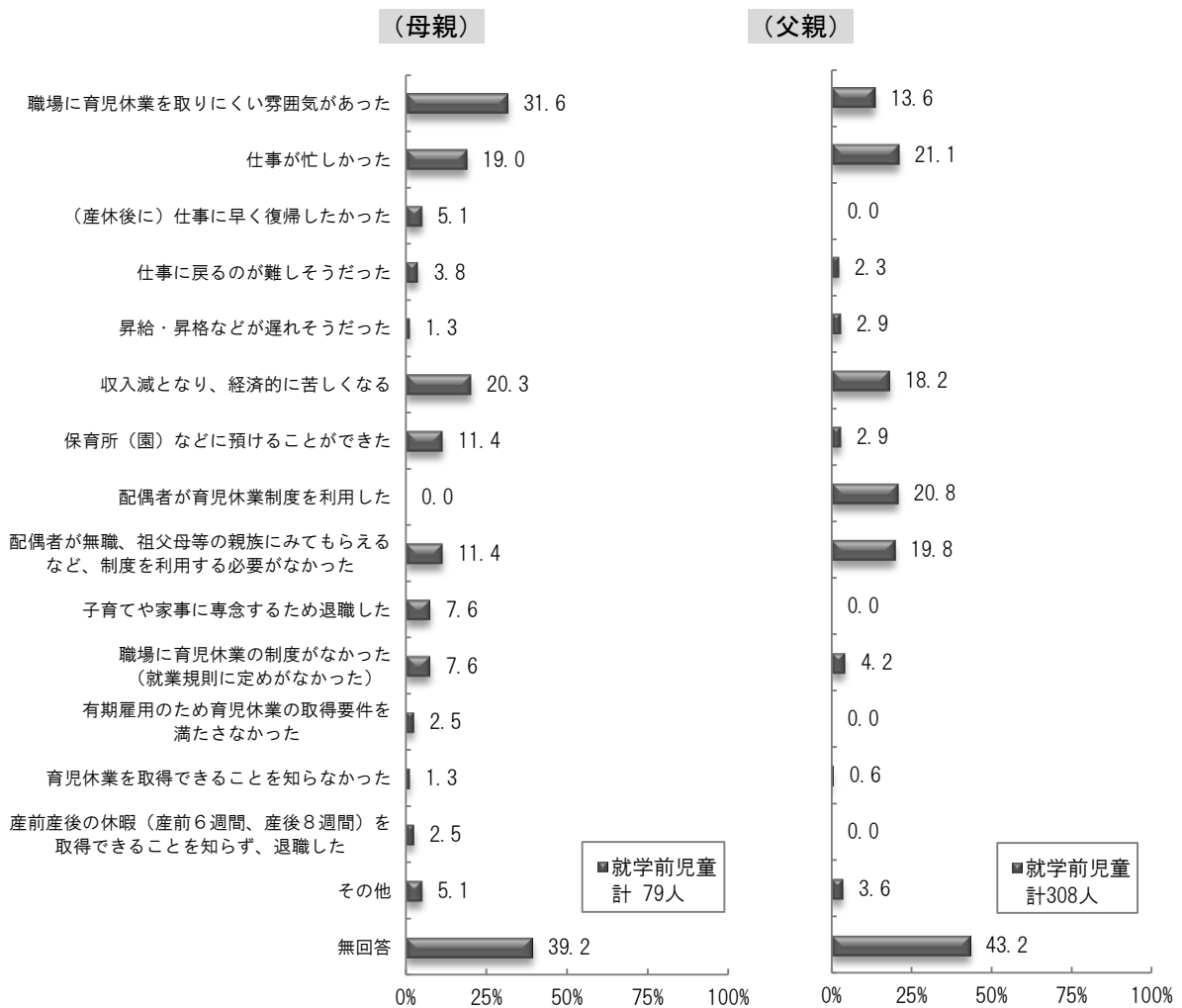
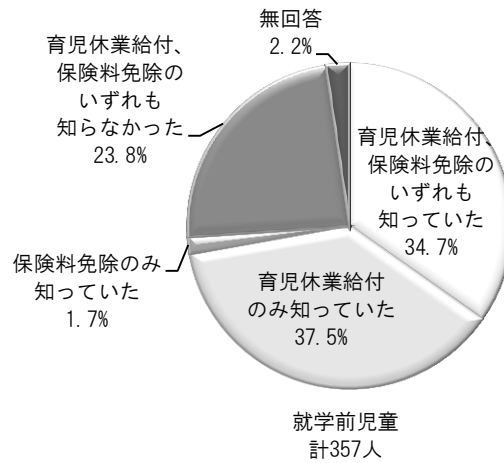


図2.20 育児休業を利用しない理由



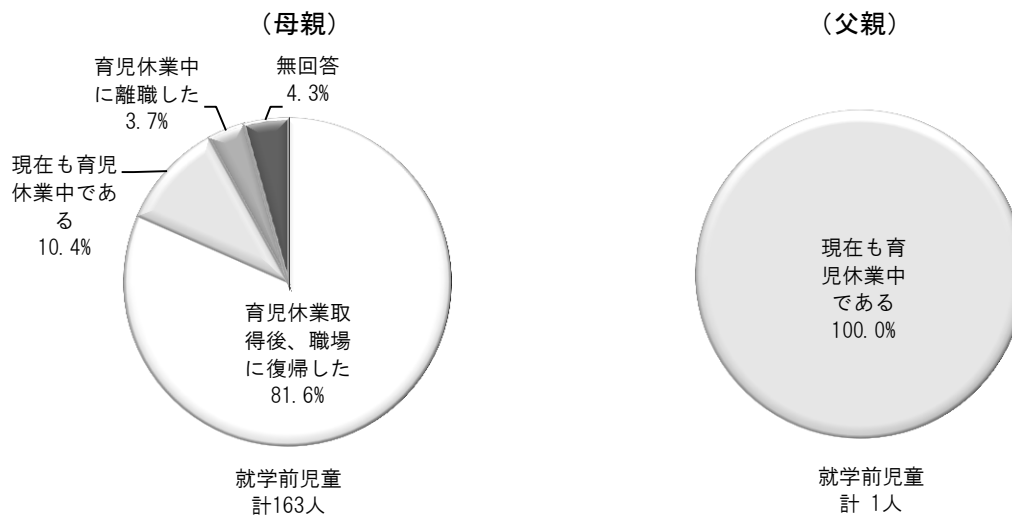
一方、育児休業給付と社会保険料免除の仕組みの認知状況は、育児休業給付は約7割、保険料免除は3割台で保険料免除はほとんど知られていない状況が伺えます。

図2.21 育児休業給付と社会保険料免除の仕組みの認知状況



一方、育児休業後の対処は、母親は「育児休業取得後、職場に復帰した」が約8割となっています。

図 2.22 育児休業後の対処



3 子育て支援事業の状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、平成26年11月時点で下表のとおりとなっています。また、教育・保育事業ではこれまで待機児童はいませんでした。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成26年11月現在）

子育て支援事業名		単位	施設数等	定員数(人)
1 教育・保育事業				
	幼稚園	か所	0	0
	認定こども園	か所	0	0
	認可保育所	か所	4	480
2 地域型保育事業				
	小規模認可保育所	か所	0	0
	家庭的保育	か所	0	0
	居宅訪問型保育	か所	0	0
	事業所内保育施設	か所	0	0
	自治体の認証・認定の保育所	か所	0	0
	認可外保育施設	か所	0	0
3 地域の子育て支援事業				
	子育て短期支援事業	か所	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	1	—
	一時預かり事業	か所	4	—
	病児・病後児保育事業	か所	0	0
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	30	—
	放課後児童クラブ（学童保育）	か所	3	—
4 その他				
	放課後等デイサービス	か所	1	10

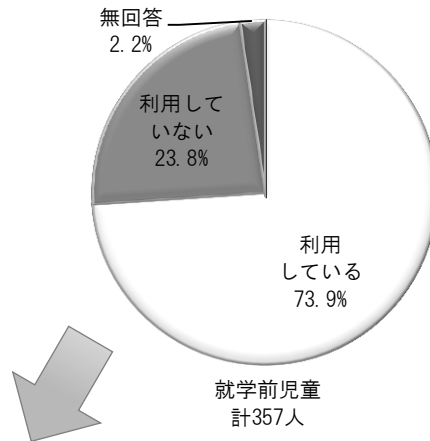
資料：健康福祉課調べ

(2) 子育て支援事業の利用状況

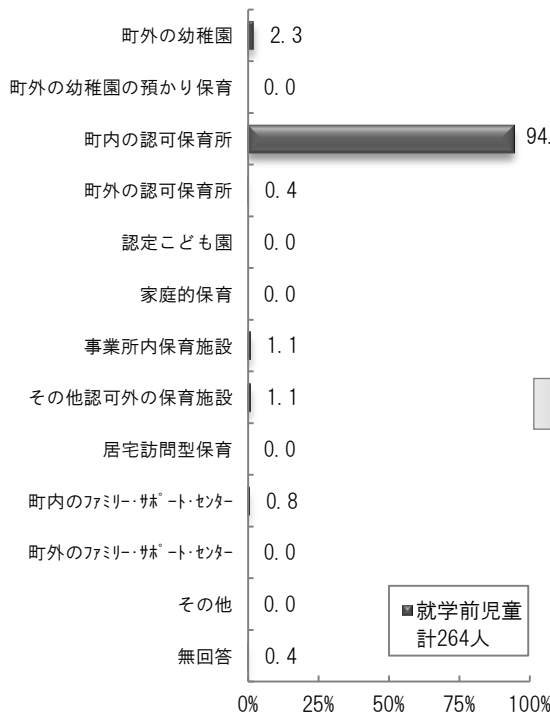
定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は7割強あり、利用者のほとんどが「町内の認可保育所」を利用しています。また、「町外の幼稚園」「事業所内保育施設」「その他認可外の保育施設」などの利用も少数あるようです。

また、今後の利用については、「認可保育所」が約8割、「幼稚園」と「認定こども園」を合わせ約2割5分、「事業所内保育施設」「ファミリー・サポート・センター」「幼稚園の預かり保育」「小規模な保育施設」「居宅訪問型保育」「家庭的保育」で1割未満の利用希望があります。

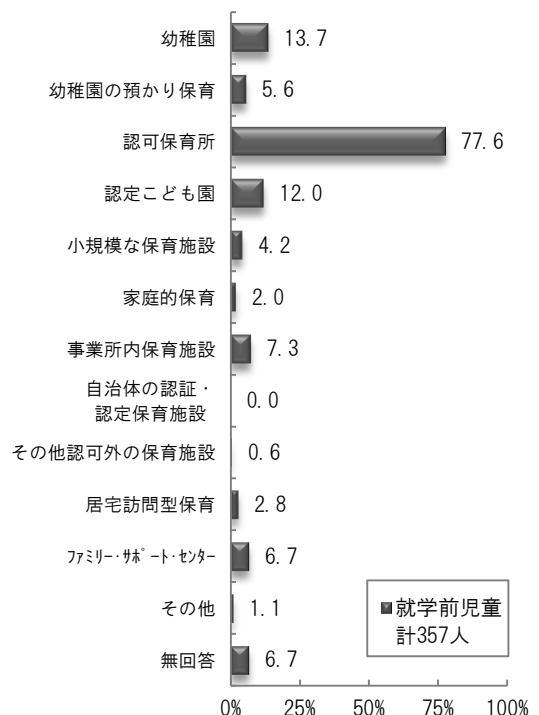
図2.23 定期的な教育・保育事業の利用状況



利用している定期的な教育・保育事業※



希望する定期的な教育・保育事業

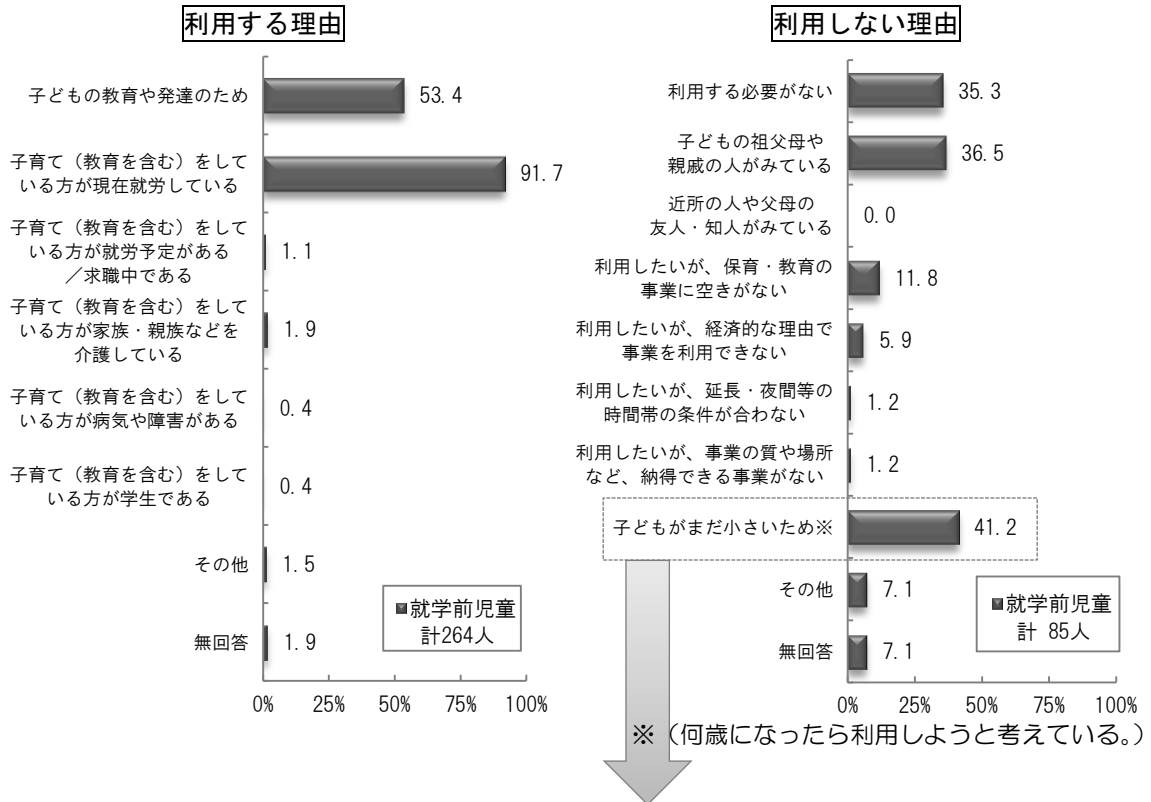


※「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」は、本町では実施していません。
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

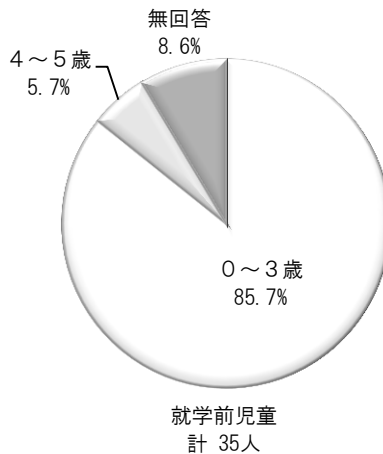
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」に利用しているようです。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」が約4割である一方で、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」「利用する必要がない」方も3割台となっています。

図2.24 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 施策の進捗状況

(1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）

次世代育成支援行動計画（後期計画）は、7つの基本目標と23施策143事業により構成されており、下表のような進捗状況となりました。

表2.2 施策の進捗評価

施策名	事業数	実施済	実施中	検討中	未実施	実施中と未実施
計 画 全 体	143	1	138	1	2	1
1 子どもの「生きる力」の育成						
① 教育環境の充実	10	0	10	0	0	0
② 家庭や地域による教育の充実	10	0	10	0	0	0
③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	3	0	3	0	0	0
2 母と子の健康づくりの推進						
① 乳幼児や母親の健康の確保	18	0	18	0	0	0
② 食育の推進	4	0	4	0	0	0
③ 思春期の保健対策の充実	3	0	3	0	0	0
④ 小児医療の充実	7	0	7	0	0	0
3 子育て家庭への支援の充実						
① 相談機能、情報提供、学習機会の充実	7	1	6	0	0	0
② 子育て家庭の経済的負担の軽減	6	0	5	0	0	1
③ ひとり親家庭などの自立支援の推進	5	0	4	0	1	0
④ 障がい児施策の充実	11	0	11	0	0	0
⑤ 児童虐待防止対策の充実	4	0	4	0	0	0
4 仕事と家庭の両立の推進						
① 両立を支援する保育サービスの充実	7	0	6	1	0	0
② 両立のための働き方・生活の見直し	4	0	4	0	0	0
5 子ども・子育てに配慮したまちづくり						
① 良質な住宅・居住環境の整備	4	0	3	0	1	0
② 安心して外出できる環境の整備	6	0	6	0	0	0
③ 子どもの安全の確保	6	0	6	0	0	0
6 地域における子育て支援の充実						
① 地域における子育て支援サービスの充実	4	0	4	0	0	0
② 子育て支援のネットワークづくり	5	0	5	0	0	0
③ 児童の健全育成	7	0	7	0	0	0
7 次代の親の育成						
① 次代の親としての家庭観の醸成	4	0	4	0	0	0
② 出会い・結婚につながる支援の充実	3	0	3	0	0	0
③ 若者が活躍できる環境づくり	5	0	5	0	0	0

また、目標事業量に対する進捗状況は、次のとおりです。

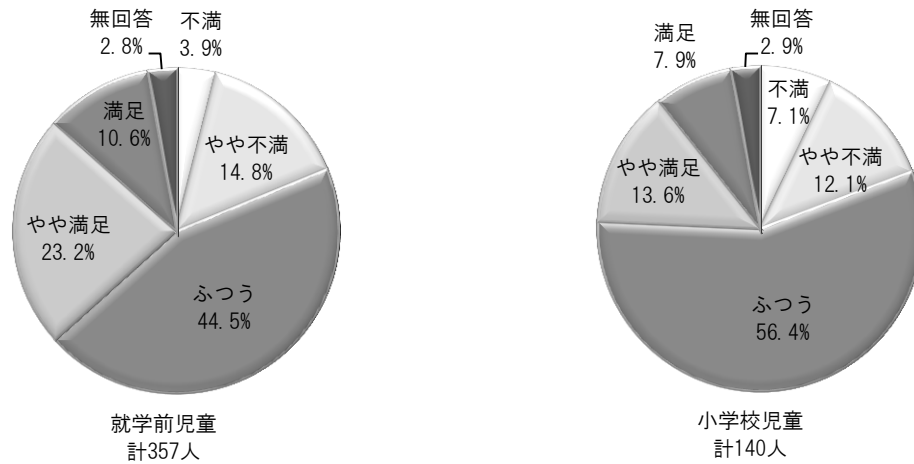
表2.3 目標事業量に対する進捗状況

事業名	指標	21年度 実績値	26年度 目標値	進捗状況 (平成25年度)
通常保育事業	児童数	481人	493人	523人
	うち3歳未満 (入所率)	141人 (43%)	160人 (58%)	183人 (58.7%)
	うち3歳以上 (入所率)	340人 (98%)	333人 (98%)	340人 (98.6%)
特定保育事業	一時保育事業で対応	0か所	0か所	0か所
延長保育事業	設置か所数	2か所	3か所	3か所
	児童数	22人	60人	125人
休日保育事業	ファミリー・サポート・センターの活用で対応	0か所	0か所	0か所
病後児保育事業	ファミリー・サポート・センターの活用で対応	0か所	0か所	0か所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	設置か所数	2か所	4か所	3か所
	児童数	116人	150人	128人
地域子育て支援拠点事業	設置か所数	1か所	1か所	1か所
	のべ利用人数	6,937人	7,600人	11,652人
一時預かり事業 (一時保育事業)	設置か所数	5か所	5か所	4か所
	のべ利用日数	560日	800日	501日
ファミリー・サポート・ センター事業	設置か所数 ()は単独事業	0か所 (1か所)	1か所	1か所
	登録会員数	48人	100人	113人
	保育実績回数	13回	75回	96回
放課後子ども教室	設置個所数	2か所	5か所	3か所

(2) 地域の子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援に対する保護者の評価のうち、「満足」「やや満足」「ふつう」を合わせた割合は、就学前児童と小学校児童ともに約8割となりました。

図2.25 地域の子育て環境や支援への満足度の状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 子ども・子育て支援に関する意見・要望等

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査に記載のあった意見・要望等は次のとおりです。

「公園や室内施設の設置など遊びの場の充実」や「中学生まで医療費無料化、中学生までで第三子保育料無料化で助かっていることなどによる町政執行の継続」などの意見がありました。

表2.4.1 就学前児童の保護者

内 容	回答数
公園や室内施設の設置など遊びの場の充実	23
中学生まで医療費無料化、中学生までで第三子保育料無料化で助かっていることなどにより町政執行の継続	21
日曜保育や土日祝日保育の実施、第二土曜保育を実施し毎週土曜日の開所など土日祝日保育の改善	17
保育料が高いことから安くしてほしいなど保育料の改善	16
小児科や産婦人科の設置など小児医療の充実	8
土曜日開所などに、にこぽーと開所時間の改善	6
未満児保育の実施などひがしね保育園の改善	6
未満児保育の充実	6
幼稚園や認定こども園の設置検討や要望	6

窓口対応の改善	5
放課後児童クラブ料金の改善	4
病児保育の実施	4
育児休業できるような職場環境の改善	3
希望通りの保育所へ入所できるよう途中入所の改善	3
日曜日も開いているなど、にこぼーと運営への感謝	3
子育て支援住宅の増設	2
病後児保育の実施	2
事前打ち合わせを見直すなどファミリー・サポート・センター事業の改善	2
育児休業中の保育の見直しなど保育基準の改善	3
保育園駐車場狭いのでその改善	2
夜間等保育施設が不足しているので夜間等保育施設の充実	2
計	209

表2.4.2 小学校児童の保護者

内 容	回答数
室内施設の設置など遊びの場の充実	11
町政執行の継続	7
施設の拡充や宿題の指導など放課後児童クラブの改善	4
小児医療の充実	3
送迎の負担軽減や団の支援などスポーツ少年団の改善	2
放課後児童クラブの先生への感謝	2
母子家庭への支援	2
待機児童が出ないようにするなど子育て施設の充実	2
塾や、スイミングスクール等がないため、塾やスポーツ環境の充実	2
計	63

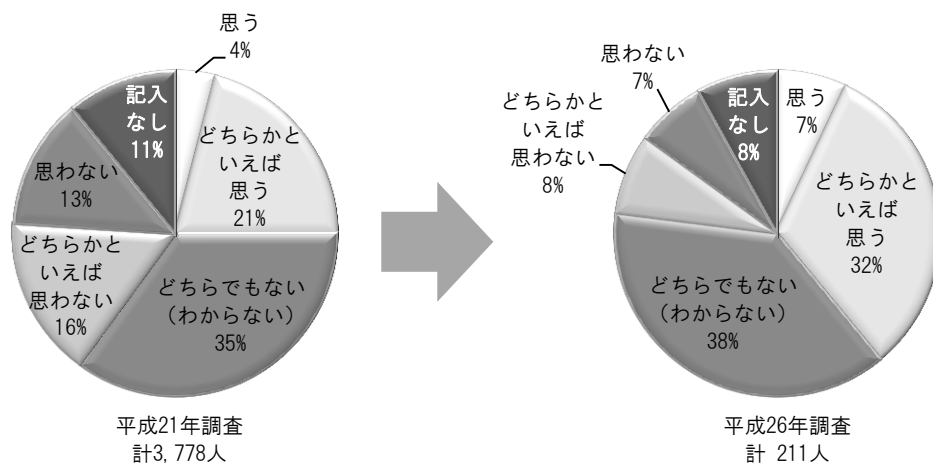
5 町民の意識

(1) 子育て環境・少子化社会に関する町民の意識

① 5年前（平成21年頃）と比べて、子育て環境が充実したと思うかについて

「どちらかといえば思う」は21%から32%に増え、「どちらかといえば思わない」と「思わない」は減ってきています。

図2.26 子育て環境の充実度についての町民意識の比較

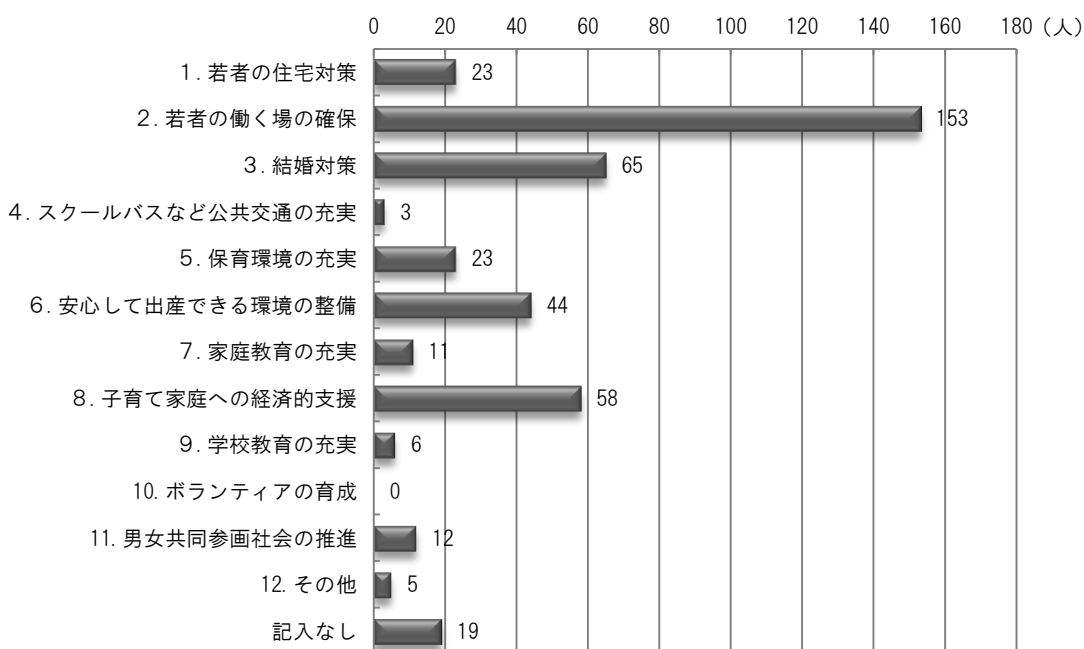


資料：第5次白鷹町総合計画（後期計画）まちづくりアンケート結果

② 少子社会への対応として、特に必要なことは何だと思えますかについて

保護者の子育て支援に対する要望で経済支援が3番目に必要な要素となっています。

図2.27 少子社会に特に必要な対策



資料：第5次白鷹町総合計画（後期計画）まちづくりアンケート結果

6 主要な課題

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査における地域における子育て環境や支援に対する保護者の評価のうち、「満足」「やや満足」「ふつう」を合わせた割合は、就学前児童と小学校児童ともに約8割となりました。また、第5次白鷹町総合計画（後期計画）まちづくりアンケートでも子育て支援が充実している結果が出ています。これまで実施してきた各種施策について、一定の評価が得られたものと伺われます。

しかし、少子高齢社会の進行や社会的背景の変化により、子育て家庭に対するさらなる支援が求められています。白鷹町次世代育成支援行動計画（後期計画）の実績や統計データ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果などから次の項目を今後の主要な課題としてとらえ、本計画において対応してまいります。

① 保育サービス等の充実

就学前児童の8割近くが保育所などを利用しており、保護者の就労等に合わせた保育時間の延長や休日保育など各種保育サービスの充実が求められています。また、子ども・子育て支援法施行に伴い、子ども・子育て支援ニーズに対応した支援が求められています。

小学生の放課後児童クラブや、一時保育など保育ニーズも多様化しており、その対応が課題となっています。

② 子育てに伴う経済的負担の軽減

景気の低迷も影響して、出産から子育て、教育に要する経費の負担感が増大しており、若者が働ける職場の確保・労働条件の改善とともに、子育てに伴う経済的負担の軽減についての支援策が求められています。

③ 医療体制の充実

安心して出産でき、また、安心して子どもが医療機関にかかることができる医療環境の充実が求められています。

④ 仕事と家庭の両立

働きながら子育てしやすい環境を整備するために、残業時間の短縮や休暇の取得促進、休業後の職場復帰など企業等における仕事と家庭の両立支援が強く求められています。また、女性の就業など社会参加が進む中で、父親の子育て参加や祖父母の協力など、仕事と子育てが両立できる家庭づくりが求められています。

⑤ 地域における子育て支援の充実

子育て世代の負担の軽減をはじめとして、次世代を担う人材を育成するためにも、子どもの安全確保のための見守りや各種交流・体験行事の開催など地域全体での子育て支援の充実が求められています。

⑥ 障がいまたは特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

発達障がい等の早期発見と早期療養体制の充実と、教育・保育施設と学校、地域などが連携し、障がいまたは特別な支援の必要がある子どもへの人生により添った切れ目のない支援が求められています。

⑦ 次代の親の育成

男女ともに平均初婚年齢が高年齢化しているなど、少子化の大きな要因となっている晩婚化・未婚化に対応するため、次代の親としての家庭観の醸成や出会い・結婚につながる支援が求められています。

第3章



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本な考え方

1 計画の基本理念

《基本理念》

確かな次代（あした）を、地域みんなで
～ 白鷹っ子の笑顔かがやくまち ～

次代の白鷹町を担う子ども達は町の宝であり、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、家庭・地域・行政等の協働により、町をあげて豊かな心と主体的に生きる力をそなえた次代あしたの白鷹人しらたねびとを育てることが必要です。

白鷹町次世代育成支援行動計画の理念を引き継ぎながらさらに発展させ、白鷹町総合計画に掲げる目標に向かって、「確かな次代あしたを、地域みんなで ～白鷹っ子の笑顔かがやくまち～」を基本理念とし、各種施策の推進を図ります。

2 計画の施策目標

子どもと子育て家庭における課題をもとに掲げる本町の子ども・子育て支援の施策目標は以下のとおりです。

施策目標1 子どもの「生きる力」の育成

子どもが自立した若者へと成長していくためには、確かな学力を身につけるとともに、人や自然と直接ふれあうことによって、心を豊かにし、心身をたくましく鍛えるなど、「生きる力」を養うことが重要です。

そのためにも、学校や教育・保育施設、家庭、地域が連携を強化し、子どもたちの教育環境の充実とともに、家庭、地域における教育の充実、子どもを取り巻く有害環境への対策など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

施策目標2 母と子の健康づくりの推進

社会情勢の変化や少子社会の進行に伴い、妊娠・出産、子育てを取り巻く状況は大きく変化してきています。夜型の生活習慣、食習慣の変化などにより幼少期に与える影響は大きいと考えられ、母子保健や小児医療などの多様なニーズに対する適切な対応が求められています。

妊娠から子育てに係る様々な過程の中で、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図るために、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援、子どもの健やかな成長・発達支援、近隣と連携した医療ネットワークづくりなど、母と子の健康づくりを推進し、子どもたちが心身ともに健康で成長できる環境づくりを進めます。

施策目標3 子育て家庭への支援の充実

家庭は、子育ての基本となる場であり、その役割は重要です。本来、子育ては楽しく、親になることは人間的に成長することですが、家族形態の変化や地域社会でのかわりの希薄化、経済情勢の変化等により、子育てに不安感や負担感を感じている家庭が増えています。また、3世代世帯でも、育児に対する考え方の違いや家族の中での役割分担など、個々の家庭で抱えている問題も多様化しています。

全ての子育て家庭で、不安や悩みを抱えて孤立することがないように、また、家族が子育てを通して充実した生活が送れるように、家庭での養育・教育等を支援します。

施策目標4 仕事と家庭の両立の推進

子どもは、家族の愛情に満ちた関わりを通して心の安定を得るとともに、人に対する基本的な信頼感を養います。また、子育てを通して親も人間的に成長するといわれています。しかし、子育てを一人で背負って悩む親がいる一方で、忙しい職場環境の中で子どもに対して時間的・精神的に十分向き合うことができない親がいるなど、ゆとりがなく、精神的に追いつめられた子育てをしている人も少なくない状況です。

子どもと向き合い、子育てを楽しむゆとりのある家庭づくりのために、多様で内容の充実した保育サービスを提供するとともに、働き方や生活の見直しなど、仕事と家庭の両立を支援します。

施策目標5 子ども・子育てに配慮したまちづくり

子どもを安心して生み育てるには、安全面や利便性に配慮した住宅や公園、道路、建築物等の整備が必要です。また、自動車の普及や社会情勢の変化などにより、子どもを対象とした事故や犯罪の危険性が高まっている中で、交通安全や子どもたちの見守りなどが課題となっています。

安心して子育てができる環境づくりは、地域に住む全ての人が快適に暮らせるまちづくりでもあります。良質な住宅や居住環境づくりをはじめ、親子が安心して外出できる環境づくり、子どもたちの安全の確保など、子ども・子育てに配慮したまちづくりを進めます。

施策目標6 地域における子育て支援の充実

近年、核家族化の進行や都市化にともなう地域コミュニティの希薄化など、地域における子育て環境が大きく変化しており、家庭保育の中心となっている母親に育児負担が集中し、家庭のみでは子育てを負いきれない部分が出てきています。また、少子社会の進行や、社会環境の変化により、子ども同士で自由に遊べる機会や場所が減ってきています。

子育て家庭が安心して楽しく子育てできるよう、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりや児童の健全育成の推進を

回り、地域全体で子育てを支援していきます。

施策目標7 次代の親の育成

社会や地域を持続的に維持発展させるためにも、次代の親の育成は不可欠です。
 青少年の段階から結婚や家庭を持つことを学び考える機会を提供し、若者が結婚を前向きに捉えられるよう意識啓発を進めるとともに、出会い・結婚につながる取り組みや、若者が定住し活躍できる環境づくりを推進することにより、次代の親を育成していきます。

3 子ども・子育て支援法に基づく取り組み

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりです。

(1) 教育・保育に関する量の見込みと確保について

教育・保育における教育・保育提供区域を設定し、計画期間の5か年度それぞれの教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」と、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型事業）の「利用見込み数」に対し、その見込み数に見合う教育・保育施設の定員を確保していくための確保方策を定めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保について

教育・保育と同様に、提供区域内の地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策を定めます。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業です。

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業 |
| ②延長保育事業 | ⑨地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩一時預かり事業 |
| ④多様な事業主の参入を促進する事業 | ⑪病児保育事業（病児・病後児保育） |
| ⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | ⑫子育て援助活動支援事業 |
| ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ） | ⑬乳児家庭全戸訪問事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | ⑬妊婦健診 |

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

教育・保育の一体的提供として認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めます。

なお、利用見込み数や確保する定員は、施設・事業の区分ごとに算出することとなります。特に保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなります。

認定区分	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する (保育の必要性がない) 就学前の子ども	教育標準時間※1	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育標準時間※2 保育短時間※3	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※1 教育標準時間…1日4時間程度の教育時間

※2 保育標準時間…両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した利用時間(1日最大11時間)

※3 保育短時間……両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した利用時間(1日最大8時間)

4 施策の体系図

【基本理念】

【施策目標】

【個別目標】

